

前橋市特別職の職員の給与に関する条例及び前橋市議会の議員の議員報酬
及び費用弁償等に関する条例の改正について（議案第51号）

職員課

1 改正の理由

国の特別職の職員等に準じ、本市特別職の職員及び議会の議員の期末手当を改める。

2 内容

(1) 令和4年6月以降の期末手当の支給月数を次のとおり引き下げる。

現 行	改 正 案	改 定 幅
1. 6 7 5月	1. 6 2 5月	△0. 0 5月

(2) 令和3年に支給した期末手当に対する措置

令和3年に支給した期末手当に係る支給月数の引下げに相当する額を、令和4年6月に支給する期末手当の額から減額する。

3 施行期日

公布の日